

※山田町の計画が策定されていないため、暫定の計画となっています。

## 1 障がい者の現状（人）（平成23年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	1,418	4	14	8	4	11	36	74	156	143	968
2	736	0	0	1	0	3	14	30	93	83	512
3	624	5	2	4	1	8	20	26	69	58	431
4	800	0	4	0	3	4	9	43	91	91	555
5	282	0	4	0	0	4	13	15	37	31	178
6	324	0	0	1	0	3	7	16	20	19	258
計	4,184	9	24	14	8	33	99	204	466	425	2,902

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	369	43	278	48
B	476	60	380	36
計	845	103	658	84

【精神障がい者の受療状況】

区分	計
入院患者数	669
通院患者数	1,386
合計	2,055

【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

級	計
1	228
2	291
3	108
合計	627

## 2 地域の課題と今後の方向性

## (1) 障がい者支援体制の整備

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。
- グループホーム、ケアホームが整備されていない地域への整備を促進し、障がい者が自ら希望する地域で生活ができる体制づくりを目指します。
- 新規事業者の参入や既存事業者の体制拡充を促進し、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けることが出来る体制を整備します。
- 地域でのイベントや地域貢献活動への障がい者の積極的な参加を促すことにより、地域住民の障がい者に対する理解を深めます。
- 東日本大震災による障がい者を取り巻く新たな課題を時系列的に捉え、支援を迅速的に進めます。

## (2) 就労移行支援

- 企業に対して障がい者の就労についての啓発と、障がい者雇用に伴う助成や支援の周知を行うことで、企業における障がい者雇用を促進します。
- 地域自立支援協議会を通じて、公共職業安定所、職業訓練校、就労移行支援事業所等、関係機関によるネットワークを強化し、一般就労を希望する障がい者および求人者の情報を共有することで、就労希望者への支援の方向性を決定できる体制づくりを目指します。
- 就労継続支援B型事業所などいわゆる福祉的就労事業所において、工賃向上計画を充実するとともに、事業所相互が連携し、工賃の引き上げを目指します。
- 就労継続支援A型事業所の新規開設を支援し、就労移行の拡大を目指します。

(3) 精神保健体制の整備

ア 精神保健相談体制の整備

- 本計画期間内において、精神障がいのある単身生活者などの支援充実を期して、住宅入居等支援事業を実施し、必要な者に対する、見守りを中心とする継続的な支援体制を構築します。
- 精神障がい者が気軽に利用できる通所拠点を増設または拡充し、通所事業の利用を通じた地域での見守り、相談、生活支援の体制づくりを目指します。

イ 精神科救急医療体制の整備

- 岩手県精神科救急医療体制により休日、夜間の精神疾患の急発・急変等の医療及び保護の機会の確保を推進します。
- 患者・家族に対し、かかりつけ医による適切な治療の継続を呼びかけるとともに、休日・夜間における「岩手県精神科救急情報センター」への電話相談、適切な精神科救急医療施設の利用についての理解を促進します。

(4) 権利擁護体制等の整備

- 保護者や家族が亡くなった障がいの者の権利を擁護するため、成年後見人を受任できる団体として、法人後見センター（仮称）の設置を目指します。
- 市町村虐待防止センター及び虐待に関する相談窓口の整備を行い、虐待通報時に速やかに対応できる体制を整備するとともに、虐待防止の取組みに努めます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

- 東日本大震災により被災した障がいの者が抱える、避難所・仮設住宅における被災体験を継承し、ユニバーサルデザインの視点から、被災障がいの者の支援と今後の災害に対する体制整備を検討します。

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成18年7月1日時点の入所者数(A)	327人	圏域内からの施設利用者のうち、平成18年7月1日現在(第1期計画策定時)の障害(児)者施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	237人	平成26年度末時点の入所施設の利用人員
【目標値】削減見込(A) - (B)	90人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	57人	平成18年度から平成26年度までに地域移行する者の人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	内 容
現在の年間一般就労移行者	2 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	12 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数
平成26年度末の福祉施設利用者数	717 人	平成26年度において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	36 人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者	12 人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	346 人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	3 %	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	12 人	圏域内からの福祉施設入所者で、平成26年度に一般就労へ移行する者のうち、障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障がい者就業・生活支援センターの設置か所数	1 か所	平成26年度における障がい者就業・生活支援センターの設置か所数

4 各年度の障がい福祉サービス又は指定相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	95	97	100
	時間分	1,711	1,743	1,776	
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	既存事業所の体制整備により見込量を確保します。なお、市町村に実施する事業所がないサービスについては、居宅介護を実施する事業所等の参入を促進します。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	298	298	304
		人日分	5,444	5,538	5,643
事業の実施に 関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	<p>増加する見込量の確保を図るため、サービス提供事業者の新規参入を促進します。</p> <p>新たな事業所の開設については、これまで事業所が設置されていなかった市町村や、既存の事業所において、生活介護のニーズを持つ利用者が複数いる場合のサービスの新設を誘導します。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、15人定員規模で2事業所です。</p>				

(3) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	身体機能の維持回復を主たる目的にしたサービスの創設について、検討します。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	25	23	19
		人日分	431	417	375
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	見込量は減少傾向にあり、また、平成23年度末の既存事業所の供給能力は見込量に対して十分であるため、現状の事業所で対応可能と見られます。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	27	34	36
		人日分	416	465	565
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	東日本大震災による離職者や特別支援学校卒業者の利用により、見込量が増加することから、サービス提供事業所の新規参入を促進します。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1事業所です。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	9	10	12
		人日分	180	200	240
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存事業所の事業規模の拡大を支援するとともに、新規参入を促進することで、見込量を確保します。 なお、見込量は既存の事業所で確保可能と見られます。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	307	329	346
		人日分	5,416	5,801	6,095
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓等、一般就労に向けて支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存事業所は、事業所ごとに特色のある取り組みを行っており、利用希望に応じた事業所の選択が可能になっていることから、今後増加する見込量に対応するため、既存事業所の体制拡充により見込量を確保します。				

## (8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	26	26	26
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。				
見込量確保の ための方策	圏域内において、サービスを実施する事業者の進出は現時点で見込まれないものの、個別の必要性に応じて近隣の圏域においてサービスを円滑に利用できるよう努めます。				

## (9) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	17	19	20
		人日分	162	182	196
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。				
見込量確保の ための方策	当圏域では、すべて障害者支援施設等入所施設の空床で実施しており、見込量は、当面現在の事業所で確保可能と見られます。				

## (10) 共同生活援助・介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	170	194	205
事業の実施に 関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助・介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。 また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	既存事業所の事業拡大により見込量を確保します。また、東日本大震災で被災した事業所の早期復旧を図るとともに、未設置市町村における設置を推進します。				

## (11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	218	210	210
事業の実施に 関する考え方	施設に入所する障害者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	見込量は横ばいで推移することから、既存の事業所で対応可能と見られます。				

## (12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	79	179	229
事業の実施に 関する考え方	<p>障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。</p> <p>また、相談支援従事者を対象とした研修を実施し、支援技術の向上を図ります。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>サービス新設に伴う見込量を確保するために、平成 23 年度末における、指定相談支援事業所の指定特定相談支援事業所への移行及び介護保険事業者の新規参入を促進します。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、4 事業所です。</p>				

## (13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	1	3	7
事業の実施に 関する考え方	<p>障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>サービス新設に伴う見込量を確保するために、平成 23 年度末における、指定相談支援事業所の指定一般相談支援事業所への移行を促進します。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1 事業所です。</p>				

## (14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	1	2	3
		人 分			
事業の実施に 関する考え方	<p>居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>サービス新設に伴う見込量を確保するために、平成 23 年度末における、指定相談支援事業所の指定一般相談支援事業所への移行を促進します。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1 事業所です。</p>				

5 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	備考
(1) 相談支援事業					
① 障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	0	3	3	実施市町村数
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	4	4	4	実施市町村数
③ 住宅入居等支援事業	か所	1	2	4	実施市町村数
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	2	5	5	実利用人員
(3) コミュニケーション支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	66	67	68	実利用人員
② 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	10	13	17	給付見込み件数
② 自立生活支援用具	件	20	22	25	給付見込み件数
③ 在宅療養等支援用具	件	16	22	26	給付見込み件数
④ 情報・意思疎通支援用具	件	17	16	18	給付見込み件数
⑤ 排泄管理支援用具	件	1,988	2,185	2,396	給付見込み件数
⑥ 在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	5	7	9	給付見込み件数
(5) 移動支援事業	人 時間	15 495	17 557	18 617	実利用人員 延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
自市町村利用分	か所 人	5 36	5 35	5 35	設置箇所数 実利用人員
他市町村利用分	か所 人	3 3	3 3	3 3	設置箇所数 実利用人員
(7) 障がい児等療育支援事業(中核市のみ)	か所	-	-	-	設置箇所数